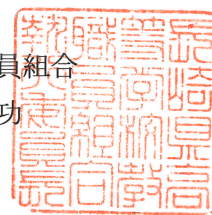


2024年9月6日

長崎県教育委員会
教育長 前川 謙介 様

長崎県高等学校教職員組合
執行委員長 勝村 功



2025（令和7）年度人事異動に関わる基本 요구書

貴職が平素より教職員の勤務条件改善のためご尽力いただいていることに敬意を表します。

さて、人事異動は、勤務時間帯や通勤時間、勤務内容等の大きな変化を伴い、またそのことから、家族まで含めた私生活にも大きな影響を与えるものです。差別や恣意的なものがあってはならないのは無論のことですが、個々の教職員の諸事情を十分に考慮して、働きやすい環境づくりに努めるものでなくてはなりません。しかしながらこれまでも多くの不当人事、問題事例が発生しているところであり、高教組は「希望と納得の人事」が実現されるよう、繰り返し要求してきました。

2025 年度人事異動についての貴委員会の作業開始に向けて、全般的な要求を下記の通りとりまとめましたので、誠実に対応していただくことを求めます。

記

1. 「教職員人事異動基本方針」について

- (1) 高校は、「都市部」「周辺部及び定時制夜間部」「離島部」の3地区に区分し、3地区とも勤務することを原則とすることに見直すこと。
- (2) 特別支援学校は、障害種別や教科などの専門性を重視し、第四地区を含め異動を機械的に行わないこと。
- (3) 教諭・養護教諭・寄宿舎指導員の同一校の勤続年数は6年を標準とし、6年未満で異動するのは本人の希望がある場合だけにすること。
- (4) 実習教員は、それぞれの学校に根差した専門的知識・技能を伴う業務を担っており、短期間での転補は、教育条件の低下をもたらすので、同一校の勤続年数の標準を10年とし、同一地区の最高勤続年数を20年とすること。
- (5) 校長による勤続申し出制度は、同一人物について3年までとし、そのことを明記すること。

2. 「意向調書」等提出書類について

- (1) 「意向調書」の「異動希望地区」欄の「地区名」は、希望しない地区の記入を強制しないこと。
- (2) 「希望する市郡名」は複数の市郡名を希望順位で記入できるようにすること。
- (3) 「特殊事情説明書」は誰でも提出できることを全教職員に説明するよう校長を指導し、校長の判断で提出に制限をつけるようなことが起こらないようにすること。

3. 実際の運用について

- (1) 片道1時間以上の長時間通勤を余儀なくさせる人事を行わないこと。
- (2) 夫婦別居にならざるを得ないような人事を行わないこと。
- (3) 子育てや介護を行う教職員や自身の健康問題を抱える教職員においては、意向の丁寧な把握に努め、十分な配慮を行うこと。
- (4) 募集停止や職員定数減等の「行政上の必要」による異動においては、本人の希望を最大限尊重すること。
- (5) 新規採用者で本人が異動対象年数までの勤続を希望する場合は、その意向を尊重すること。
- (6) 部活動は生徒の自治活動であり、その成績を顧問の人事異動に反映させないこと。
- (7) ハラスメント被害者と行為者においては、まず被害者の意向を十分に把握し配慮すること。
- (8) 実習教員においては、専門性や本人の希望を無視した職務内容の変更を行わないこと。
- (9) 学校から行政機関への異動については、事前に、担当する業務内容、処遇及び学校現場を離れる期間の目途等を説明し、本人の了承を得ること。
- (10) 商業科以外の教科で、「第四地区」の勤務を満了した教員に再度「第四地区」の勤務を求めようとする場合は、事前に高教組に説明して協議を行うこと。
- (11) 校長の「本人ヒアリング」を十分に行い、「事前打診」を行うこと。
- (12) 内示の時期を2月とすること。
- (13) 本土・離島間の異動では、可能な限り早く、本人に異動の有無と地区を明らかにすること。
- (14) 本人の希望と異なる異動になった場合は、内示の際に、その理由などについて本人に説明すること。また苦情に県教委として対応するシステムを整備すること。

4. 採用・任用のあり方について

- (1) 新規採用者を大幅に増やし、欠員補充者を減らすこと。やむを得ず欠員補充者を採用する場合は、配置校に偏りがないように配慮すること。
- (2) 「区分Ⅱ」の名簿登載期間は採用試験実施年度の3月末までとすること。
- (3) 離島の学校へ非常勤講師を配置する場合は、原則として島内在住の者とすること。
- (4) 再任用者については以下の通りとすること。
 - ①1時間以内で通勤できる範囲との原則を厳守すること。
 - ②本人の希望を最大限尊重すること。
 - ③定数外とし、現職を減らさないようにすること。
- (5) 職階制は教育になじまないものであり、強化しないこと。とりわけ、主幹教諭、指導教諭をこれ以上増やさないこと。
- (6) 管理職は、職員の声によく耳を傾けて対話を重ね、公平で民主的な学校づくりの先頭に立ち得る者を任用すること。

5. 定年の延長に伴う異動方針について

- (1) 延長に伴って生じる様々な問題の解決のため、今後も長崎高教組との協議を続けること。
- (2) 勤務地は1時間以内で通勤できる範囲とすること。
- (3) 60歳以降の転補をしないこと。
- (4) 退職者のいない年度においても、同程度の採用数を継続すること。
- (5) 管理職の役職定年を例外なく実行すること。